

美術品補償制度部会の設置について（案）

令和 6 年 4 月 ○ 日
文化 審 議 会 決 定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 281 号）第 6 条第 1 項及び文化審議会運営規則（平成 23 年 6 月 1 日文化審議会決定）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記 2. に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- （2）上記（1）に関連する事項について
- （3）その他展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第 6 条第 6 項及び文化審議会運営規則第 4 条第 3 項に基づき、上記 2（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

(別紙)

第14期美術品補償制度部会委員 (案)

(令和6年4月〇日現在)

(正委員)

岩崎 奈緒子 京都大学 総合博物館 資料基礎調査系 教授